

抜本的な空き家対策の構築に向けた調査業務委託受託候補者選定実施要領

制定 令和元年7月5日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、持続可能な都市の構築に資する空き家の更なる活用促進に向けた調査業務について、まち再生・創造推進室に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する委託費用の上限は、6,934千円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(受託希望者の募集)

第3条 要綱第4条第7項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 要綱第4条第3項に定める提案書の提出は、令和元年7月18日（木）午後5時までに、次に掲げる事項を記載した「抜本的な空き家対策の構築に向けた調査業務委託」に関する提案書（以下「提案書」という。）に、受託希望金額に関する見積書、類似業務等の契約書の写し及び添付書類を添え、提出するものとする。

ア 本業務を実施する場合の体制及び業務実績

イ 重点取組地区における空き家調査及び空き家の活用等に係る所有者への働き掛けに係る業務委託仕様書に係る提案

ウ 受託希望金額

エ 本提案に関する連絡先

(2) 要綱第4条第4項に定める質問は、令和元年7月12日（金）午後5時までに、行わなければならないものとする。

(3) 要綱第4条第5項に定めるホームページでの公開は、令和元年7月16日（火）午後5時までに行うものとする。

(受託候補者選定委員会)

第4条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 都市計画局まち再生・創造推進室長

(2) 都市計画局まち再生・創造推進室再生・創造企画課長

(3) 都市計画局まち再生・創造推進室空き家対策課長

(4) 都市計画局まち再生・創造推進室空き家対策係長

(受託候補者の選定等)

第5条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3

条第1号に掲げる事項を評価する。

- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価する。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあつては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても当該受託希望者の他の者からの応募の可能性があると判断できない場合は、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (5) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第3号、第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、抜本的な空き家対策の構築に向けた調査業務に関して適用する。

(別表)

		受託希望者			
評価項目／評価事項		評価基準	配点	評価	評価点
履行実績	空き家に関する調査業務の履行実績があるか(募集日から5年以内のものに限る。最大4件)。	A : 4件 (20) B : 3件 (15) C : 2件 (10) D : 1件 (5) E : なし (0)	20		
所在地	本店, 支店の所在地は, 京都市内であるか。	A : 本店が京都市内 (5) C : 支店が京都市内 (2.5) E : 共に京都市外 (0)	5		
提案内容	提案項目の理解度／過去の実績等を活かし, 業務の趣旨に沿った的確な課題認識が提案されているか。	A : きわめて良好 (20) B : 良好 (15) C : 普通 (10) D : やや不十分 (5) E : 不十分 (0)	20		
	検討プロセスの的確性／調査結果を活用し, 検討を効率的・効果的に行うための資料作成方法や業務の遂行方法が提案されているか。	A : きわめて良好 (15) B : 良好 (12) C : 普通 (8) D : やや不十分 (4) E : 不十分 (0)	15		
	業務の趣旨に沿った提案がされているか, 課題解決に資する提案が含まれているか。	A : きわめて良好 (20) B : 良好 (15) C : 普通 (10) D : やや不十分 (5) E : 不十分 (0)	20		
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う	A : 5,940 千円未満 (20) B : 5,940 千円以上 6,200 千円未満 (16) C : 6,200 千円以上 6,450 千円未満 (12) D : 6,450 千円以上 6,700 千円未満 (8) E : 6,700 千円以上 (4) ※委託費用上限 (6,934 千円) を超える金額は失格とする。	20		
合計			100		